

**神戸市長田区役所周辺案内地図等設置事業者募集要領**

**神戸市長田区総務部地域協働課**

**令和5年11月**

## 神戸市長田区役所周辺案内地図等設置事業者募集要領

神戸市では、来庁者の利便に資する情報を提供することによる市民サービスの向上及び民間事業者等の広告事業の推進並びに本市の新たな財源の確保を目的として、広告付き周辺案内地図等を設置することとし、次のとおり設置事業者を募集します。

### 1 施設の概要

#### (1) 名称及び所在地

名称	所在地
神戸市長田区役所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3

#### (2) 開庁時間

月曜日～水曜日、金曜日 午前8時45分～午後5時30分  
木曜日 午前8時45分～午後8時00分  
3月最終日曜日、4月第1日曜日 午前8時45分～午後5時30分  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁日  
ただし、上記以外でも開庁する場合があります。

### 2 応募資格

次の各号に掲げる条件のすべてに該当する法人であること。（個人での応募はできません）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に基づく資格制限に該当しないこと
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算手続き、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (3) 応募時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと
- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者も含む）がないこと
- (5) 国税（法人税及び消費税をいう。）及び神戸市税の滞納がないこと
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (7) 他の地方公共団体等において、広告付周辺案内地図設置またはこれに類する業務に関し、3年以上の実績があること

### 3 欠格条項

法人が次の要件に該当する場合は、その団体を応募参加の対象から除外します。

- (1) 受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
- (2) 応募書類に明らかな虚偽の記載がある場合
- (3) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 応募法人、応募法人の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

## 4 掲載できない広告

神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱に準じる

([https://www.city.kobe.lg.jp/documents/8152/h29\\_homepagekoukokuyoukou.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/8152/h29_homepagekoukokuyoukou.pdf))

## 5 募集内容

別紙仕様書のとおり

## 6 応募申込み手続き等

### (1) 申込受付期間

令和5年11月7日(火)～11月16日(木)

午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く)

### (2) 申込に必要な書類(提出資料)

① 申込書(様式第1号)

② 印鑑証明書(法人の代表者印鑑証明書)原本(発行後3ヶ月以内のもの)

③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)原本(発行後3ヶ月以内のもの)

④ 委任状及び受任者本人と確認できるもの(代理人による契約を希望する場合)

⑤ 国税及び神戸市税の納税証明書(直近の状況のわかる証明書をご提出ください。)

国税は、納税証明書「その3の3」(納税地の所轄税務署で発行)

神戸市税は、神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第2号)

⑥ 広告付き周辺案内地図関連事業実績のわかるもの2(7)に該当することを証する書類で様式自由)

⑦ 事業概要・会社概要(任意様式)

⑧ 価格提案書(様式第3号)

⑨ 企画書(設置立面図および企画内容等)(様式自由)

(ア) 設置図(寸法等記入)

(イ) 周辺案内地図・長田区全域地図の企画(案)

(ウ) 事業開始までの作業スケジュール

(エ) メンテナンスの体制(周辺案内地図、庁舎フロア案内板の更新方法、作業内容等)

(オ) 広告内容等に問題があった場合の対応体制(対応までの日数等)

(カ) 自社の広告審査基準の有無(有りの場合はその概要も)

(キ) その他企画内容等

### (3) 提出方法

上記受付期間内に申込受付場所に直接持参してください。

### (4) 申込受付場所

神戸市長田区北町3丁目4番地の3 長田区総務部地域協働課(長田区役所3階)

### (5) 質問の受付及び回答

① 受付期間 令和5年11月7日(火)～11月9日(木)

② 受付方法 電子メール

③ 様式 様式第4号により提出してください。

④ 回答方法 11月10日(金)以降に全応募者に対して電子メールで回答します。

### (6) 追加資料およびヒアリング

必要に応じて、追加資料およびヒアリングを求める場合があります。

(7) その他

提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また提出された資料は、返却しません。

## 7 事業者の選定

提出された資料に基づき応募資格を満たした者の中で、本市において設定している最低価格（非公表）以上で最高の価格提案書を提示した応募者を契約の相手方として選定します。

## 8 選定結果

選定結果については、全応募者に対し書面にて通知します。

## 9 契約の締結

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付けとし、市有財産賃貸借契約を締結します。貸付料については、応募申込時に提出された価格提案書の額（年額）とし、消費税及び地方消費税を含んだものとし、なお、電気使用料については、別途消費電力等に応じ算出した額を納めることとします。

## 10 スケジュール（参考）

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 申込受付期間    | 令和 5 年 11 月 7 日（火）～11 月 16 日（木） |
| (2) 質問の受付     | 令和 5 年 11 月 7 日（火）～11 月 9 日（木）  |
| (3) 質問の回答     | 令和 5 年 11 月 10 日（金）以降           |
| (4) 結果の通知     | 令和 5 年 11 月下旬頃                  |
| (5) 賃貸借契約締結   | 令和 5 年 11 月中                    |
| (6) 周辺案内地図等設置 | 令和 6 年 2 月 1 日（木）～              |

## 11 問い合わせ先

神戸市長田区北町 3 丁目 4 番地の 3

神戸市長田区総務部地域協働課（総務担当）

電話：078-579-2311 内線 205（開庁日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）

Fax：078-579-2335

E-mail：nagataku-syomu@office.city.kobe.lg.jp

## 物件調書

施設名	長田区総合庁舎
所在地	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
設置場所	①長田区総合庁舎1階 出入口～総合案内付近 ②長田区総合庁舎2階 出入口付近
貸付面積	①行事案内 0.79 m <sup>2</sup> (1,135mm×700mm) モニター広告 0.54 m <sup>2</sup> (770mm×700mm) 地図広告 0.69 m <sup>2</sup> (980mm×700mm) ②行事案内 0.79 m <sup>2</sup> (1,135mm×700mm) 合計 2.81 m <sup>2</sup>
契約期間	令和6年2月1日～令和11年1月31日まで
用途	広告付案内地図等の設置

## 位置図

